

国民保護業務計画

平成 19 年 3 月 19 日制定

社団法人北海道トラック協会
社団法人地区トラック協会

■目次

1章	総論——国民保護業務計画とは	
1節	国民保護業務計画の目的	3 p
2節	国民保護業務計画の運用	3 p
3節	国民保護措置の実施に関する基本的な考え方	3 p
2章	平素からの備えや予防	
1節	体制の整備及び職員の参集基準等	5 p
2節	関係機関との連絡体制の整備等	5 p
3節	情報収集・提供等の体制整備	6 p
4節	管理する施設の体制整備	7 p
5節	物資・資材の備蓄、整備等	7 p
6節	訓練の実施	8 p
3章	武力攻撃事態等への対処	
1節	初動時情報連絡体制	8 p
2節	国民保護等対策本部の設置等	8 p
3節	情報の収集及び報告	9 p
4節	被災情報の収集及び報告等	9 p
5節	安全の確保	9 p
4章	復旧等	
1節	応急の復旧	10 p
5章	緊急処理事態への対処	
1節	活動体制の確立	11 p
2節	緊急対処保護措置の実施	11 p

1 章 総論——国民保護業務計画とは

1 節 国民保護業務計画の目的

- 1 この国民保護業務計画(以下「業務計画」という。)は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)」第36条第2項及び第182条第2項の規定及び北海道国民保護計画(平成18年1月策定。以下「道計画」という。)に基づき、指定地方公共機関としての社団法人北海道トラック協会(以下「北ト協」という。)ならびに社団法人地区トラック協会(以下「地区ト協」という。)*地区は要綱附則に記載)が行う業務に関し必要な事項を定める。
- 2 この業務計画は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態(以下「武力攻撃事態等」という。)及び緊急対処事態において、国民保護措置等(国民保護措置及び緊急対処保護措置に相当する措置をいう。以下同じ。)を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 節 国民保護業務計画の運用

1 他の計画との関連

業務計画は、災害対策基本法に基づく北海道防災計画、及び北ト協災害時緊急輸送基本計画、その他関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用するものとする。北ト協が実際に運用するに際しては、別途定める北海道トラック協会緊急輸送業務実施要綱に準ずるものとする。

2 国民保護業務計画の見直しと変更

業務計画は適宜見直しを行い、必要に応じ委員会等の審議を受け北ト協理事会の承認を得た上で変更する。なお、業務計画の見直しに当たり必要があると認めるときは、関係機関へ資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

3 国民保護業務計画の運用と手続

- (1) 業務計画は、国民保護法施行令で定める軽微な変更を除き、北海道知事(以下「道知事」という。)へ報告する。
- (2) この業務計画は、北ト協ならびに社団法人地区トラック協会(以下「地区ト協」という。)が運用し、関係市町村への連絡、協力するとともに、北ト協ホームページ等で公表を行う。

3 節 国民保護措置の実施に関する基本的な考え方

- 1 武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるよう次の点に留意し、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する。

(1) 道民に対する情報提供

国民保護措置等に関する情報については、北ト協のホームページ等の広報手段を活用して、道民に迅速に情報を提供するように努める。

(2) 関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置に関しては、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、武力攻撃事態等や緊急対処事態の特有な事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

(3) 高齢者、障害者等への配慮

救援物資の運送等の救援措置に当たっては、特に高齢者、障害者等、きめ細かな配慮を要する者の保護について留意するよう努める。

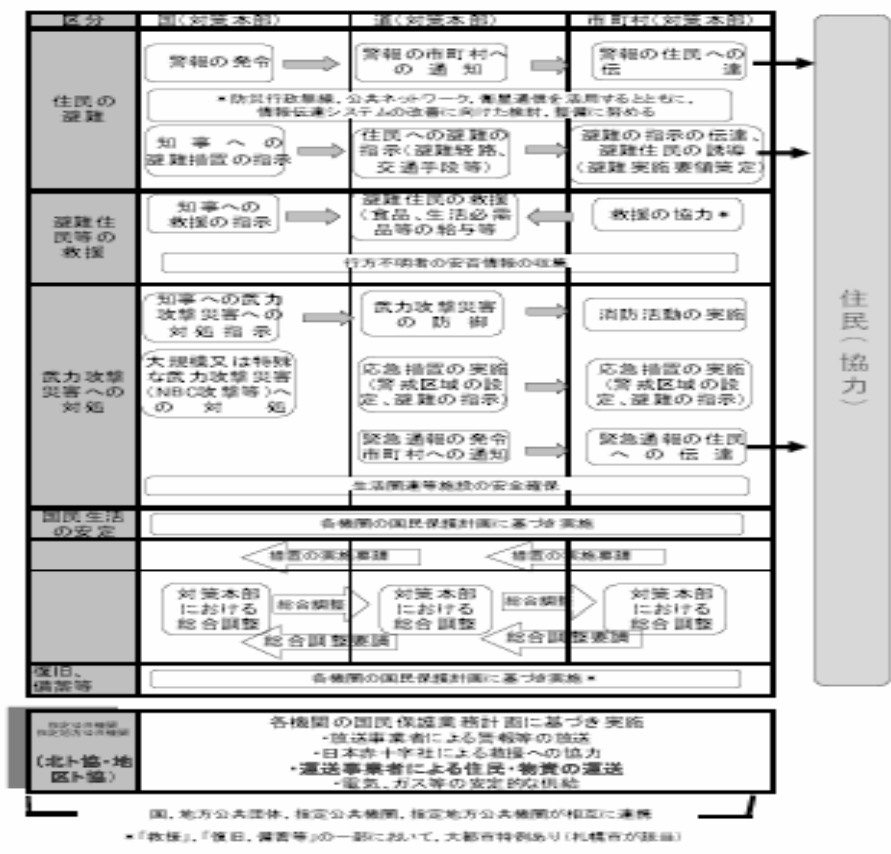
(4) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

国民保護措置については、北海道(以下「道」という。)から武力攻撃災害の状況、その他必要な情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立することなどにより、国民保護措置に従事する者の安全を十分に確保する。

(5) 特殊標章等の適切な管理

道知事が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ道知事より特殊標章等使用の許可を受けておく必要がある場合には、道知事に対して使用の許可申請を行うとともに、適切に管理を行う。

2 国、道、市町村、住民及び指定公共機関並びに指定地方公共機関における国民保護措置の仕組みは下図の通りである。



2章 平素からの備えや予防

1節 体制の整備及び職員の参集基準等

武力攻撃事態等発生時において、迅速な初動体制を確保するため、それぞれの国民保護措置の実施体制、実施方法について定める。

(1) 体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、北ト協ならびに地区ト協職員の配置等その体制の整備を図る。

(2) 非常参集基準の作成等

- ア. 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、協会における必要な体制を確立するとともに、関係職員の非常参集等について必要な事項を定める。
- イ. 非常参集する関係職員については、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災などにより職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保等に関し必要な事項を定める。
- ウ. 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備する。

2節 関係機関との連絡体制の整備等

武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と相互に連携協力するとともに、連携体制の整備に努める。

1 関係機関との連携

(1) 防災のための連携体制の活用

道、道警察、消防署等の防災関係機関とは、平常時から協調し、防災情報の提供、収集など相互連携体制の整備に努める。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

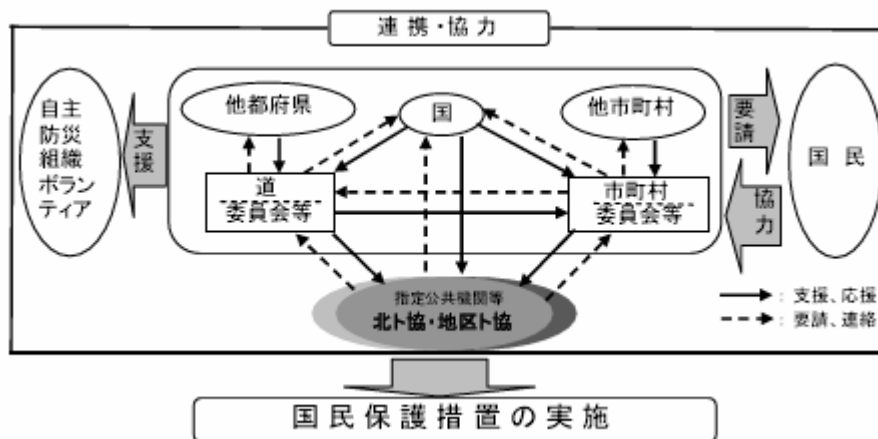
関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成した国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性を図るよう努める。

(3) 関係機関相互の意思疎通

関係機関との意見交換会、地方公共団体が実施する国民保護に関する訓練への積極的な参加等を通じ、日ごろから関係機関との意思の疎通を図るよう努める。

(4) 関係機関との連携及び協力体制

国、他の都府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関等と相互に連携・協力し、国民保護措置の実施に万全を期すために、道計画に盛り込まれた下図の連携・協力体制に北ト協ならびに地区ト協は準ずるものとする。



2 情報連絡体制の整備

(1) 北ト協ならびに地区ト協の管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況、運行状況等の情報を迅速に収集し集約できるよう、連絡網、連絡方法及び連絡手順等の必要事項をあらかじめ定める。

(2) 夜間、休日においても、的確な連絡体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合においても的確な内部連絡が行えるよう、連絡ルート多重化、代行する職員の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

3 通信体制の整備

- (1) 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。
- (2) 平素から国民保護措置の実施に必要な通信設備の総点検を定期的実施するとともに非常通信の取扱い、機器操作の習熟等のため、他の関係機関と連携し通信訓練を積極的に行うよう努める。
- (3) 情報通信手段の設備については、平素から管理・運用体制を構築する。

3節 情報収集・提供等の体制整備

1 情報収集・提供のための体制の整備

- (1) 武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。
- (2) 武力攻撃災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努める。

2 被災情報等の収集及び提供

- (1) 北ト協ならびに地区ト協の管理する施設、設備並びに国民保護措置に関するものの被災情報をそれぞれ収集するよう努める。
- (2) 電話、防災行政無線その他の情報通信手段により収集し、又は報告を受けた被災情報は、それぞれ速やかに道知事に報告する。

3 会員及び被災住民等への情報提供

- (1) 北ト協ならびに地区ト協の会員及び被災住民には、武力攻撃事態等に関する各種情報を一斉ファックス、北ト協のホームページ等を活用して、適時、適切に提供できるよう努める。
- (2) 情報提供に当たっては、高齢者、障害者その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、適切な情報が伝達できるよう努める。

4節 管理する施設の体制整備

1 管理施設における被災住民対策

北ト協ならびに地区ト協の管理施設等に対する避難者及び帰宅者の集中殺到又は混乱並びに負傷者の発生に備えて、被災住民の誘導を図るための体制の整備に努める。

2 応急復旧の措置

武力攻撃事態等により被災した北ト協ならびに地区ト協の管理する施設及び設備の応急の復旧を行うため自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ体

制及び資機材を整備するよう努める。

3 避難施設に指定された場合の措置

管理する施設が道知事から避難施設に指定された場合には、避難住民の受入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努める。

5節 物資・資材の備蓄、整備等

1 物資・資材の備蓄、整備

国民保護措置を実施するため、平素からその管理に属する施設、設備及び物資、資材を整備し、点検する。

2 運送体制の整備

- (1) 武力攻撃事態等において、緊急物資の運送を実施するための体制の整備を行うに当たり、連絡先の提供、輸送力及び輸送施設に関する情報の提供等について、道から協定の締結の申し入れがあった場合には、必要な協力を行うよう努める。
- (2) 武力攻撃事態等の発生時に、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、地方公共団体と連携しつつ、緊急輸送に関わる実施体制の整備、輸送方法等について他の関係機関との協力体制の構築に努める。

6節 訓練の実施

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、協会内における訓練の実施に努めるとともに、国及び道が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努める。

また、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるとともに、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるよう配慮する。

3章 武力攻撃事態等への対処

1節 初動時情報連絡体制

緊急事態の発生を把握した場合には、直ちに、北ト協の正副会長へ報告するとともに、地区ト協、道及び指定地方公共機関に指定された会員事業者並びに他の関係機関へ速やかに連絡する。

2節 国民保護等対策本部の設置等

1 国民保護等対策本部の設置

- (1) 国及び道に対策本部が設置された場合は、必要に応じて、(社)北海道トラック協会国民保護対策本部(以下「北ト協対策本部」という。)ならびに(社)地区トラック協会国民保護対策地方本部(以下「地方本部」という。)を設置する。
- (2) 北ト協対策本部ならびに地方本部は、協会内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び共有、広報並びにその他必要な業務を実施する。
- (3) 北ト協対策本部ならびに地方本部を設置したときは、北海道対策本部にその旨報告を行う。

2 関係機関相互の連携

北ト協対策本部ならびに地方本部を設置した場合には、道及び市町村等の関係機関と相互に密接に連携するよう努める。また、道対策本部長から、職員の派遣に関する要請があったときは、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じ職員を派遣する。

3 警報、緊急通報等の通知

- (1) 道知事から警報又は緊急通報等の通知を受けた場合は、警報又は緊急通報等の内容を職員に伝達し、周知の徹底に努める。
- (2) 必要に応じて、警報又は緊急通報等の内容を施設利用者等への伝達に努める。

4 緊急物資の運送

- (1) 道知事又は市町村長から、緊急物資の運送の要請が行われることに備え、輸送力の確保など緊急物資の運送の実施に必要な体制を整える。
- (2) 道知事又は市町村長から、緊急物資の運送に係る要請があったときは、施設又は車両の故障等により当該運送を行うことができない場合及び運送に従事する者の身体に危険が及ぶおそれがある場合など正当な理由がある場合を除いて、その要請に応じる。
- (3) 緊急物資の運送の実施に当たっては、道又は市町村から提供される安全に関する情報等に基づき、運送に従事する者の身体に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分に配慮する。また、運行環境によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して安全確保のため必要な措置を講じることができるよう予め徹底を図る。
- (4) 車両、職員の編成、運行方法等に関する運送体制を定める。

5 運送の維持、確保

- (1) 緊急物資を適切に運送するため、運送ルートの確認、運送に必要な施設の状況確認等必要な措置を講じる。
- (2) 運行に障害が生じた場合には、必要に応じ、国、道及び関係機関に連絡を行うとともに、関係機関の協力を得つつ、他の運送事業者である指定地方公共機関と連携し代替輸送の確保に努める。

3節 情報の収集及び報告

1 通報・連絡

関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。

2 通信体制の整備

- (1) 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。
- (2) 平素から、国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施する。

4節 被災情報の収集及び報告等

1 情報の収集及び報告

武力攻撃災害が発生した場合は、災害情報を迅速・的確に把握し、点検、調査情報を含め、速やかに道対策本部に報告する。

2 安否情報収集への協力

道及び市町村が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内において安否情報の提供を行うなど、道の行う安否情報の収集に協力するよう努める。

5節 安全の確保

1 施設の適切な管理及び安全確保

- (1) 管理する施設の安全の確保に十分配慮し、巡回の強化など安全確保のための措置を講じるよう努める。
- (2) 管理する施設について、施設利用者や住民の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により災害や事故への対応に準じて、適切な誘導に努める。

2 従事する者等の安全確保

国民保護措置を実施するに当たっては、武力攻撃の状況等安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡体制及び応援体制の確立等に配慮して、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

3 生活関連施設の安全確保

- (1) 武力攻撃事態等において、道知事から生活関連施設の安全確保の要請を受けた場合は、必要な安全措置を実施するよう努める。
- (2) 国民保護措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は地方公共団体に対し応援を要請するとともに、警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な支援を要請する。

4章 復旧等

1節 応急の復旧

1 基本的な考え方

- (1) 応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、管理する施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を講じるよう努める。
- (2) 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止を最優先に行うよう努めるとともに、避難住民のための効率的な輸送の確保の配慮に努める。
- (3) 国民保護措置の実施上重要な情報通信設備に障害が生じたときは、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとする。

2 復旧措置への協力

武力攻撃災害により被災した地域施設又は設備の応急の復旧措置については、可能な限りこれに協力するよう努める。

3 国民保護措置に要した損失補償の請求等

道が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、北ト協が国民保護措置に要した損失の補てんに関する手続等に必要な事項については、道計画において定められた第4編第3章「国民保護措置に要した費用の支弁等」の項目に準ずる。

5章 緊急処理事態への対処

1節 活動体制の確立

1 緊急処理事態対策本部の設置

国からの指定に基づき、道緊急処理事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて(社)北海道トラック協会緊急処理事態対策本部を設置する。

2 緊急処理事態対策本部の任務

(社)北海道トラック協会緊急処理事態対策本部は、北ト協ならびに地区ト協における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び北ト協ならびに地区ト協内での共有、広報その他必要な業務の総括を実施するものとし、緊急処理事態の状況に応じその体制を強化する。

2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制、措置の内容及び実施方法については、この計画の1章から4章までの定めに従って行う。